

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（都市景観） (06-6208-7887)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	景観配慮に関する事前協議
関連する 他局の名称	建設局
概 要	<p>景観法に基づき大阪市域全域を対象とした「大阪市景観計画」を策定し、建築物又は工作物を建築等する際及び広告物を設置する際の届出を義務付けていますが、その届出を受理するにあたって、事前に事業者と協議を行っています。</p> <p>【基本届出区域】 <対象となる建築物又は工作物> ・敷地が2,000㎡以上の建築物で高さ10m以上であるもの ・延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地上6階以上のもの ・高架の道路又は高架の鉄道で高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの ・川幅の平均が100m以上の河川の護岸（重点届出区域では50m） ・橋長が100m以上の橋梁（重点届出区域では全ての橋梁） ・煙突、電波塔、広告塔等で高さが20m超のもの ・建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔等で高さが10m超、建築物との高さの合計が20m超のもの ・コースター、観覧車等の遊戯施設</p> <p><届出が必要となる場合> 対象となる建築物又は工作物を建築する場合（新築、増築、改築、移転）又は外観を過半にわたって変更する修繕等をする場合</p> <p>【重点届出区域】 <対象地区> ・御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、国道2号地区（路線及び面する敷地） ・中之島地区</p> <p><届出が必要となる場合> 上記の地区で、建築物又は工作物を建築する場合（新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替）若しくは当該街路及びその他の道路に面する外観を過半にわたって模様替をする場合又は屋外広告物を設置等する場合</p>
根拠となる要綱等	大阪市都市景観条例第13条（事前協議） 大阪市都市景観条例第19条（助言及び指導） (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000393947.html)
行政指導指針	事前協議では、景観計画に定める景観形成基準（以下「基準」とする）に適合すべく事前協議を行っている。なお、法に基づく届出において、基準適合しないと認める場合、条例に基づく指導や助言のほか、法に基づく勧告や変更命令等の処分を行うことができる。 景観形成基準（景観計画第6章3（3）及び4（4）） (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000394308.html)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000615134.html
備考	（関係法令等） 景観法第16条第1項1～4号（届出の義務） 景観法第16条第3項（勧告） 景観法第17条第1項及び第5項（変更命令・原状復旧） (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC000000110)